

山口県報

平成20年
9月30日
(火曜日)

目次

規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)……………

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(自然保護課)……………

山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………

告示

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課)……………

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………

下関都市計画公園の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六十六号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年山口県規則第二十七号)



の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中、「(以下この項において「生活環境等の被害の防止の目的」という。)で、銃器又は網(かすみ網を除く。第四号において同じ。))を使用して」を「で、かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いてカワウ、ゴイサギ、アマサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、」に、「キジバト」を「トビ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、ウソ」に改め、「スズメ」の下に、「ムクドリ」を加え、「トビ、ドバト又はウソ」を「サル、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(ツシマテンを除く。)、イタチ、チョウセンイタチ、アナグマ、ハクビシン、イノシシ(イノブタを含む。)、ニホンジカ又はノウサギ」に改め、同項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とする。

附則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年山口県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「(以下この条において「生活環境等の被害の防止の目的」という。)で、銃器又は網(かすみ網を除く。第四号において同じ。))を使用して」を「で、かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いてカワウ、ゴイサギ、アマサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、」に、「キジバト」を「トビ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、ウソ」に改め、「スズメ」の下に、「ムクドリ」を加え、「トビ、ドバト又はウソ」を「サル、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(ツシマテンを除く。)、イタチ、チョウセンイタチ、アナグマ、ハクビシン、イノシシ(イノブタを含む。)、ニホンジカ又はノウサギ」に改め、同条中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とする。

附則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第六十八号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第百八十三条中「の各号」を削り、第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「以下」を削り、「同法同条同項」を「同項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 地方法人特別税

第百八十四条第一項中「第十号」を「第十一号」に改める。

第百八十七条第一項中「第六号」を「第七号」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。



山口県告示第四百六十五号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示(平成三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から施行する。

平成二十年九月三十日

山口県知事 二井 関成

三の(一)の2中「商工組合中央金庫 東京都中央区八重洲二丁目一〇番一七号」を「株式会社商工組合中央金庫 東京都中央区八重洲二丁目一〇番一七号」に改める。

山口県告示第四百六十六号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十年九月三十日

山口県知事 二井 関成

一の表中

有限会社大学文具	古熊一丁目五番二七号	山口大学構内教習学部売店	吉田一六七七の一	平成二〇、四、二	を
株式会社湊産業	宇部市昭和町一丁目一番二一七号	山口県湯田自動車学校	葵二丁目四番五五号	平成二〇、一	に改め
有限会社大学文具	山口市古熊一丁目五番二七号	山口大学構内教習学部売店	吉田一六七七の一	平成二〇、四、二	



(三三四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年十一月十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年九月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成二十年九月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称 山口コアラ
 代表者の氏名 林 英毅
 主たる事務所の所在地 周南市新清光台二丁目二番八号

三 定款に記載された目的
高齢者、障害者及び病弱者に対し、介護保険法に基づく介護サービスその他の福祉事業を行うことにより、公共の福祉の増進に寄与すること。

(三八五) 下関都市計画公園の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、下関都市計画公園の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十年九月三十日

山口県知事 二井 関成

一 開催の日時

平成二十年十月二十三日（木曜日）午後二時

二 開催の場所

下関市王司神田二丁目九番一号

王司公民館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する下関都市計画公園五・五・二乃木浜総合公園

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十年十月十六日（木曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十年十月十六日までの消印のあるものに限りません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三―九三三―三七二五）にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

下関市貴船町三丁目二番一号

下関土木建築事務所

下関市南部町一番一号

下関市都市整備部都市計画課

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。）

平成二十年九月三十日印刷
發行

發行
行人所

山口
山口
県
知事
庁

定価一箇月
金二千七百円（送料共）